

## 医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書

栃木県の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障がいの程度が1～2級の方、②知的障がいの程度が知能指数35以下の方、③知的障がいの程度が知能指数50以下で身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方となっている。

憲法第14条では「法の下での平等」をうたっており、我が国では障害者権利条約も批准している。また、障害者差別解消法も制定され、栃木県においては栃木県障害者差別解消推進条例もつくられた。

このような状況にありながら、身体・知的障がい者に適用されている栃木県重度心身障害者医療費の助成制度では、精神障がい者は除外されている。

よって、栃木県に対し、精神障がい者を栃木県重度心身障害者医療費の助成制度の適用対象とするために必要な措置を講ずるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

栃木県日光市議会

栃木県知事あて